

## 新約聖書とその思想 —パウロ研究（1）—

S. Ashina

### オリエンテーション

#### <本演習の意図と目的>

新約聖書は、キリスト教思想の基盤であり、キリスト教思想研究を志す者には、聖書原典を読む能力（語学・聖書学・聖書神学など）が求められる。本演習ではギリシャ語原典の講読を通して現代聖書学の基礎の習得を目指す。

本年度は、多岐にわたる新約聖書の思想の内から、パウロのローマの信徒への手紙を冒頭から講読し、パウロのテキストに即しつつその思想の内実へと迫ることを試みたい。本演習では、各種の辞書の使用法から、聖書注解書の扱い方といった、聖書テキストを読解する上で必要となる基礎的作業の習熟を目指す。

また、パウロの思想の理解を深めるために、Cranfieldの注解書（ICC）などを随時参照するとともに、Jacob Taubesの*Die politische Theologie des Paulus*（Wilhelm Fink, 1995）の講読を並行して行う予定である。受講者には、ギリシャ語原典の読解のほかに、このテキストの読解が求められる。

#### <テキスト・文献>

1. Nestle-Aland, *Novum Testamentum Graece*, Deutsche Bibelgesellschaft, 28.Aufl, 2012.
2. Gerhard Kittel und Gerhard Frierich, *Theologisches Wörterbuch zum Neuen Testament*, Kohlhammer, 1933-1973.
3. C.E.B. Cranfield, *The Epistle to the Romans* (ICC), T & T Clark, 1975.
4. Cristina Grenholm, *Romans Interpreted. A Comparative Analysis of the Commentaries of Barth, Nygren, Cranfield and Wilckens on Paul's Epistle to the Romans*, Almqvist & Wirsell International, 1990.
5. G・ボルンカム『パウロ その生涯と使信』新教出版社（原著1969年）。
6. E・ケーゼマン『パウロ神学の核心』ヨルダン社（原著1969年）。
7. E・P・サンダース『パウロ』教文館（原著1991年）。
8. 荒井献編『パウロをどうとらえるか』新教出版社、1972年。
9. 佐竹明『使徒パウロ 伝道にかけた生涯 新版』新教出版社、2008年。
10. 青野太潮『最初期キリスト教思想の軌跡 イエス・パウロ・その後』新教出版社、2013年。
11. Jürgen Roloff, *Neues Testament*, Neukirchener, 1999.
12. Craig L. Blomberg, *A Handbook of New Testament Exegesis*, Baker Academic, 2010.
13. Theodore W. Jennings, Jr., *Outlaw Justice. The Messianic Politics of Paul*, Stanford University Press, 2013.
14. Daniel Patte and Cristina Grenholm(eds.), *Modern Interpretations of Romans*, T & T Clark, 2013.

#### <演習予定>

10/4, 11, 18, 25, 11/1, 8, 15, 29, 12/6, 13, 20, 1/10, 17, 24

1. オリエンテーション・打ち合わせ：10/4
2. 基本箇所を読解＋注解書  
Rom.1.1-
3. 研究文献 → 分担し発表する。

## <宮田光雄『国家と宗教 ローマ書十三章解釈史=影響史の研究』

岩波書店、2010年より>

### A. ローマ書 13 章の影響史・受容史

宮田著では、「ヨーロッパ精神史」の全体においてローマ書 13 章の解釈史を辿っており、聖書内部（第一ペテロ）から始まり、古代、中世、宗教改革、近代、現代と緻密な議論が行われた。しかし、宮田氏の関心が、「4. 二つの世界大戦」にあること、特にナチスに対する教会闘争（その連関でのバルトとボンヘッファー）にあることは、ページ数からも明瞭である。「ローマ書十三章を歴史的に受容し継承する際に、パウロのテキストにふくまれていたものを、なお、どこまで引き出しえたかを検証し確認するための視点」（29 頁）が、ヨーロッパ精神史を見るポイントとされている。ここで問われているのは、国家の権威が「神によって」立てられたことと国家を地上の世俗的制度として相対化することとの関係理解、キリスト者の服従根拠としての「良心のため」と極限的状況下における不服従の可能性との関係理解、つまり、ローマ書 13 章と抵抗権との関連づけにほかならない。この問題連関は、古代以来、キリスト教思想が繰り返し直面したものであるが、ナチス政権下での教会闘争が現代キリスト教思想を評価する視座であることは疑いえないであろう（この著書の第二部は、「近代日本思想史」であり、ここにもう一つの視座が設定されていることも重要である）。

第 I 部の最後に「5 中間的考察」が置かれ、第一部の全体がまとめられているが、ここに宮田のキリスト教政治思想の基本的主張を確認することができる。要点は次の引用の通りである。

「原始キリスト教がその信仰告白にもとづいて政治宗教=皇帝礼拝を拒否したことは、ヨーロッパ政治思想史の上でも画期的な出来事だった」、「良心と権力が対峙しうることを教えた精神革命的な意味をもつ」（261）

「ローマ書十三章は、普遍的・一般的に妥当する政治的プログラムではなし、このテキストを直接的に現代国家の問題に、そのまま適用することは不可能であろう。しかし、このテキストにおけるパウロの《基本的視座》を今日の政治状況にたいして関係づけることは、決して不可能ではないはずである」（263）

「《服従》は、けっして受動的な姿勢に終始するものでも、また諦念的な態度で状況に流されるままでいることでもありえない。むしろ、それは、政治過程にたいして自覚的・批判的に参加することにほかならない」、「パウロの言う《服従》とは、社会で行われているコミュニケーションのルールを正しく守り、コンセンサスにもとづく民主的決定をつくり出すために仕えることを意味するものとなるであろう」（264）

「ローマ書十三章から引き出される批判的な射程は、けっして小さくないのではなかろうか。それは、すなわち、現存秩序にの絶対化からも、また政治責任の回避からも免れて、終末論的自由において批判的に《真のこの世性》を生きる責任倫理としての可能性である」（265）

中間的考察からわかる宮田の主張の要点は以上の通りであるが、この中間的考察には、思想史の方法論という点からも興味深い議論がなされている。それは、本書の副題にある「解釈史=影響史」という表現の意味である。中間的考察で論じられているように、ここで「影響史」に関連して示唆されているのは、ガダマー解釈学（理解の地平、地平融合、影響史）である。「聖書テキストの影響史は、テキストのあたえる方向とインパクトに促されて、その《自由なポテンシャル》（U・ルッツ）を解釈者が引き出す試みであり、その限りでは「テキスト自身の力の表現」とさえ言うてよい」（259）。つまり、「聖書テキストにはまだ十分に汲みつくされていない豊かな内容や要求があること」を評価しようとする点で、聖書学的方法論というよりも、思想史的方法論と言うべきものであろう（もちろん、宮田が指摘するように、P・シュトゥールマッハーが述べるように、ガダマー解釈学の意味は聖書学にも表消されるべきではあろうが）。しかし、問題は、ガダマー解釈学に「イデオロギー批判的な機能」（260）を見ること、あるいは期待することの適否である。

「イデオロギー批判」の重要性自体は別にして、この方法論的問題は、ガダマーとハーバーマスの論争との関わりにおいて、再検討を要するであろう。

## B. 終章 反省と展望

「戦後日本キリスト教宣教は、ようやく西欧先進諸国と並ぶ同じ条件下に新しい歩みをはじめうるようになった」が、「《罪責告白》を声明するにいたるまで、なお長い歳月を必要とした」(500)

### 戦後のローマ書十三章

「日本基督教団統理富田満は、教団の責任を込めて各教会に宛てた「令達」を発表した」「敗戦責任にたいする反省——それも天皇にたいする自己の忠誠心不足の懺悔——であったも」、「この文章には、戦争協力の時代の観念や言い回しがそのままちりばめられていた」

(ほとんど機能不全・呆然自失状態)

「戦後二三年を経て、ようやく日本基督教団は、教団議長鈴木正久の名において『第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白』を公にした」(501)

「この告白文の文章そのものになお残される責任の曖昧さ」「アリバイの心情や知的遊戯の危険性を鋭く指摘する一部の声」「逆に『戦責告白』に否定的な批判者も多くいた」

「事態收拾のために北森嘉蔵を委員長とする『五人委員会答申』(一九六九年九月)が出された。とくに委員会の見解として《とりなし》」「こそ教会の在り方だとされる」「《とりなし》の連帯化」(502)

「『わたしども』という「人称複数の告白の主体に、みずからも参加するか否かは、各自の良心的決定に委ねられている」

(良心的決定の主体という点に、キリスト教の最大の問題があったのではないか)

「《国体》問題は、もはや同じような姿で登場しえないことは確実であろう。したがって、またローマ書十三章も、当時のようなかたちで問われることはなくなったかにみえる。しかし」「ヘンドリック・クレマー教授は、戦後一〇年以上経っても、なお、その基本的認識を変えなかった」(503-504)

「『日本人の心が変わったと考えるのは、あまりにナイーヴにすぎるだろう』

(クレマーの指摘はまさに正しい)

無教会派の人びとによるローマ書十三章に関しての論争(『東京独立新聞』紙上、1968年)高橋三郎のローマ書十三章解釈をめぐって、溝口正の批判的な「若干の疑問」提起

「溝口」「国家権力のみでなく、権力を批判する国民の側の運動も、同じく神によって「立てられ」、また「起こされた」ものとみるべきではないか」

「高橋論文には、「秩序に対する感覚の喪失」への憂慮が語られている。しかし、ローマ書十三章の釈義としては、「秩序の尊重」というより、むしろ、「神の定め」にたいする畏敬ということに力点をおくべきではなからうか。」

「ほぼ同じ頃、荒井献をはじめとする新約学者や歴史学者弓削達なども加わった「パウロ公開講座」(一九七一年)」(504)

「新しいパウロ像を模索する試み」

佐竹明「ローマ書十三章の問題」「ケーゼマンの「今日的解釈」に即して釈義を行っている」

「ほぼ同じ時期に、官憲側からローマ書十三章が引き合いに出されている」、「ベトナム反戦運動への関わりを疑われた種谷俊一牧師の牧会権をめぐる裁判の中で」(505)

「原告勝訴の判決は、検事側の上告断念によって確定された」、しかし「国家神道復活の企図は、けっして消滅したわけではない。」

「神道人のあいだでは「現人神」として再《神格化》する志向さえも、けっして途絶えていないようにみえる」(506)

#### 教訓と反省

丸山眞男『日本の思想』、「ヨーロッパ近代が完成し、もろもろの制度がオートマテックに回転するようになって、《制度の物神化》という近代の危機が胚胎するようになった」

「それにもかかわらず「フィクションとしての制度の自覚」は残っている。「今日でもヨーロッパ的思考から全く失われてはいない」

「《神》を絶対者とする信仰は被造物神化の否定を促すものであり、自発的結社は《良心》の自由にもとづく主体的市民によって担われている。いずれも制度が《物神化》することにたいする重要な抵抗力である。しかし、この二つの契機こそ、われわれのたどったローマ書十三章理解の重要な論点ではなかったか、「天皇制国家の確立過程は、政治が宗教と癒着することによって、政治的な生活領域の中に生じた人間疎外から始まるものだったといえよう」(507)

(この論点が、最重要のものであることは疑いない)

「ノックス」「自発的結社としての教会観」

「リンゼイ」「自発的な集会」「交わり」、「普遍的人権」「アメリカのイギリス植民地における信教の自由にある」

「丸山のいう少数者支配の現実に「驚く」感覚は、《物神化》から解放された非陶酔的精神のみ、よくもちうるものではなからうか」

「われわれは、思想や信条、人種や民族を異にするというだけで社会の少数者を《非国民》として疎外するネガティブな意味での《物神化》に陥らなかつただろうか」(509)

「冷戦の論理」「真に恐れるべきものを知らぬ不信からする《物神化》の所産」

「ジューエット」「ブッシュ政権下に唱えられた《悪に対する十字軍》イデオロギー」「を正面から糾弾してローマ書をも援用する」

「《被造物神化》の否定＝偶像禁止」は「この世から離脱せよ、という命令ではない」、「神につくられた被造物の豊かさをザッハリッヒに《管理》する責任を促すものである」(510)

「人間の全生活をあげてする《良心》による《神》への服従が問われているのである」

(バルトのライン、宮田のバルト解釈)

「ヤスクニ国営化にたいする」「反対闘争」(511)

「《君が代・日の丸》の強制に反対する裁判闘争」

「《お上》(＝政府)を相手に人権のために闘うことは、戦前の日本ではまったく想像を絶する事態であり、戦後民主主義の重要な遺産にほかならない」、「日本社会に広く見られる多重信仰＝重層信仰」、「超越者への服従から生まれる責任主体としての倫理」

「近代日本の歴史を通じて、明治以来、キリスト教徒——さらに体制に非同調的な少数者——を《非愛国的》な《非国民》呼ばわりする声の止むことはなかった。しかし、少数者を異端視する圧力に抗して生きぬくことは、むしろ、社会的多数者の人権を守ることにつながっているのである」、「真の《連帯》行動」

「韓国独自の《民衆の神学》」(512)

「今日、人権をめぐる教会的議論は、第三世界のための公正な正義や被造物保全をも視野に入れて、市民的・政治的・経済的・社会的さらに文化的な諸権利をグローバルな規模で妥当させるための闘いに参加することを求めている」(513)